

湯河原町公共施設LED化事業公募型プロポーザル実施要領

この要領は、湯河原町（以下、「発注者」という。）が発注する「湯河原町公共施設LED化事業」（以下、「本事業」という。）において、その契約候補者を選定するために実施する公募型プロポーザル（以下、「プロポーザル」という。）に関して定める。

1 事業名称

湯河原町公共施設LED化事業

2 事業目的

令和9年末までに、一般照明用蛍光灯の製造・輸出入が終了することに伴い、湯河原町内公共施設の既存照明機器を一括でLED照明に切り替えることによるスケールメリットを得ること、また消費電力の削減に伴う光熱費及びCO₂の削減を図ることを目的とする。

3 業務内容

別紙「湯河原町公共施設LED化事業 仕様書」のとおり。

4 対象施設

別紙「対象施設一覧」のとおり。

5 対象照明器具の種類及び数量

別紙「既存照明・種類一覧」のとおり。

※別紙「既存照明・種類一覧」については、湯河原町ホームページに掲載し、一覧には、施設名、既存照明の数、種類等の情報を記載する。

※別紙「既存照明・種類一覧」については、該当施設ごとの担当職員が作成したものであるため、記載内容についての一切を保証したものではない。そのため、現地調査及び詳細設計の結果、変更が生じた場合は変更契約するものとする。

6 契約方式

賃貸借契約（付帯サービス付き）

※地方自治法第214条に基づく債務負担行為とする。

7 業務対象期間

(1) 調査・施工期間：令和8年7月下旬～令和9年6月30日

(2) 賃貸借期間：令和9年7月1日～令和19年3月31日

8 提案上限金額

262,349,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※この価格を超えた提案は、即失格とする。

9 参加形態

本事業に参加しようとする者（以下、「応募者」という。）は、リース役割を担う事業者（以下、「リース事業者」という。）単独又はリース事業者を含めた複数の企業の共同体（以下、「グループ」という。）とし、グループの場合は、全構成員を明らかにした、別紙「共同事業体構成員届」を提出すること。

なお、グループの場合であっても、本町との賃貸借契約はリース事業者が受注者となって行うものとする。

(1) 構成員の役割ごとの想定される分担業務

- ア リース役割：照明器具の賃貸借及び管理、契約等の諸手続き
- イ 調査設計役割：調査・設計業務
- ウ 施工役割：照明器具の更新作業に係る全ての業務
- エ その他の役割：上記アからウ以外の本業務に必要とされる業務

(2) 補足事項

- ア 構成員とは、リース事業者又はリース事業者と直接契約を締結する事業者をいい、各構成員（リース事業者は除く。）の下請となる事業者は含まない。
- イ グループの代表者はリース事業者とし、事業全般の責を負うものとする。
- ウ 各役割（リース役割は除く。）は、複数事業者の構成も可とする。
- エ 一事業者が複数の役割を兼ねることも可とする。
- オ 各構成員は、単体として又は他の共同体の構成員として本プロポーザルに参加することはできない。
- カ 参加表明の提出後は、応募者の構成員を変更することはできない。ただしやむを得ない事情が生じ、本町が認めたときは、この限りではない。

10 参加資格

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 公告日から契約締結日までに、湯河原町指名停止措置基準（平成23年湯河原町訓令第10号）の規定による指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。
- (4) 国税、都道府県税及び市町村税を完納していること。
- (5) 次の同種業務又は類似業務の実績を有するものであること。

ア 同種業務

過去5年間において国又は地方公共団体発注の複数施設一括の照明LED化業務若しくはそれに類する業務

イ 類似業務

過去5年間において国又は地方公共団体が発注する同規模程度の単独施設照明LED化業務若しくはそれに類する業務

- (6) リース事業者は、参加表明書の提出日において、湯河原町競争入札参加資格者名簿に登録されている者であり、営業種目として「物品の借入れ」の登録を有すること。

11 参加申込の手続き

(1) 必要書類の提出

(a) 提出書類（共通）

ア 様式2「参加意思表明書」

イ 様式3「会社概要書」

ウ 履歴事項全部証明書

エ 定款

オ 様式4「事業実績調書」

カ 見積書（A4縦版で片面印刷し、2ページ以上は左上をホチキス止め。）

キ 様式5「辞退届」（参加を辞退する場合のみ。）

(b) 提出書類（共同事業体のみ）

ク 様式6「共同事業体構成員届」

ケ 様式7「委任状」

共同事業体として参加する場合、本事業における手続き等の権限に関して、応募者の各構成員からグループ代表者への委任状を提出すること。また、履歴事項全部証明書及び定款については構成員全員分のものを提出すること。

なお、リース事業者単独での応募の場合は、様式5「共同事業体構成員届」及び様式6「委任状」の提出は不要とする。

(2) 提出先・提出期限

ア 提出先 〒259-0392 神奈川県足柄下郡湯河原町中央二丁目2番地1
湯河原町役場 財政課管財係

イ 提出期限 令和8年5月26日（火）17時まで（郵送・持参問わず必着）
（持参の場合は、土日祝を除く。）

提出期限については、理由を問わず延長は行わない。また本町は郵送事故等により提出期限までに届かない場合の責任は負わないこととする。

一度提出された書類については、原則差し替え等は受け付けません。

(3) 提出方法

参加を希望する場合は、下記①の順になるよう、必要書類をそれぞれフラットファイルに左綴じたものを1部郵送もしくは持参すること。

12 参加資格審査結果の通知

参加を希望する者から提出された各種提出書類をもとに、参加資格を満たしているか否かを確認し、その結果は参加資格結果通知をもって行うものとする。なお、参加資格を認めた者であっても、契約締結までの間に参加資格を満たさないことが明らかになった場合は、当該参加資格を取り消すものとする。

(1) 通知日

令和8年5月29日（金）

(2) 通知方法

全参加申込者へ参加資格結果通知書を郵送により通知する。

13 質問の受付及び回答

(1) 提出方法

件名を「【法人名】湯河原町公共施設LED化事業に関する質問」とし、様式1「質問書」により、メールにて提出すること。

なお、メール送信後にその旨を末尾記載の問合せ先に電話連絡すること。

※電話・FAXによる質問は受け付けない。また、本実施要領・仕様書以外の内容についての質問も受け付けない。

(2) 提出期限

令和8年6月12日（金）午後5時必着

理由を問わず、提出期限の延長は行わない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、質問者の名称等を伏せた上、随時湯河原町ホームページに掲載する。

14 業務提案書等の提出

参加資格の確認の結果、参加資格有すると認められたもの（以下「参加者」という。）から、次のとおり提案書等を受け付けるものとする。

(1) 提出書類（共同事業体・単体共通）

ア 見積書

イ 業務提案書

ウ 業務スケジュール

(2) 提出書類の記載要領

ア 業務提案書については、A4縦版サイズに横書きで記載し、印刷したものを左綴じで提出すること。ただし、図面等については必要に応じてA4横版またはA3横版（折り込むようにすること）も可とする。

上記にて記載したものを30ページ（表紙、目次を除き、図表等を含む。両面印刷で15枚）を上限として、簡潔かつ明瞭に記載すること。（A3横版は片面でA4版2ページ分の扱いとする。）

用いる文字サイズは11ポイント以上（図中の説明は8ポイント以上）とし、専門用語や略語には注釈を付すなど、一読して理解しやすいものとする。

イ 業務スケジュールについては、A3横版サイズ片面2ページ以内に記載し、印刷したものを業務提案書と同じファイル内にて左綴じで折り込み提出すること。

書き方に特段の指定はありませんが、図表等を用いて簡潔かつ明瞭に記載し、令和8年7月下旬（現地調査・詳細協議）～令和19年3月31日（火）までのものとする。

ウ 業務提案書、業務スケジュール、見積書には、会社名の記載をしないこと。

(3) 提出先・提出期限

ア 提出先 参加申込書類提出先と同様。

イ 提出期限 令和8年6月26日（金）17時まで（郵送・持参問わず必着）
（持参の場合は、土日祝を除く。）

提出期限については、理由を問わず延長は行わない。また本町は郵送事故等により提出期限までに届かない場合の責任は負わないこととする。

一度提出された書類については、原則差し替え等は受け付けません。

(4) 書類提出方法

ア 単体、共同事業体共に下記②の順になるよう、必要書類をそれぞれフラットファイルに左綴じし、正本1部副本12部を郵送もしくは持参すること。

記（単体）

①（事務局用）	②（プロポーザル評価委員用）
様式2「参加意思表明書」	見積書
様式3「会社概要書」	業務提案書
様式4「事業実績表」	業務スケジュール
履歴事項全部証明書	
定款	

記（共同事業体）

①（事務局用）	②（プロポーザル評価委員用）
様式2「参加意思表明書」	見積書
様式6「共同事業体構成員届」	業務提案書
様式7「委任状」	業務スケジュール
様式3「会社概要書」（代表企業）	
履歴事項全部証明書	
定款	
様式3「会社概要書」（構成員a）	
履歴事項全部証明書	
定款	
様式3「会社概要書」（構成員b）	
履歴事項全部証明書	
定款	
様式4「事業実績表」	

15 提案数

1社（1共同事業体）1提案までとする。

16 審査

次のとおり審査を実施する。なお、応募者が1社のみであっても、本プロポーザルが成立することとし、審査及び選定を行う。

(1) プロポーザル審査

参加表明事業者に対し、選定委員会において、次のとおりプロポーザル及びヒアリングを実施する。

ア 審査日：令和8年7月中旬※予定（日程決定及び変更の場合はプロポーザル審査参加事業者に通知する）

イ 審査会場：湯河原町防災コミュニティセンター206会議室（変更の場合は二次審査参加事業者に通知する）

ウ 出席者：3名以内とし、いずれも応募者（グループ構成員含む）に所属する者のみとする。なお、説明者は、本業務を実際に行う担当者を主とし、構成員以外の参加は認めない。

エ 所要時間：45分以内（準備5分、説明30分、質疑応答10分）

オ 内容：説明は業務提案書に記載した内容とする。新たな資料の配付は認めない。

カ 使用機器：パソコン等は参加者が用意すること。電源、スクリーン、プロジェクター、延長コードは本町で用意する。

キ 選定方法：別表1に基づき審査を行い、総合点が最も高い者を優先交渉者として選定する。

ク その他：最高点の者が複数の場合は、見積積算書の評価が高い者を優先交渉事業者として選定する。見積積算書の評価も同点の場合は、選定委員会の合議によってこれを決定するものとする。

(2) 失格条項

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要項に示した業務提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 見積提案書が、提案上限金額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

17 結果通知等

プロポーザル審査後、審査参加者全員に選定又は非選定の結果を、メール及び書面により通知する。また、選定結果通知日翌営業日に、最優秀者の名称と総合点を湯河原町ホームページにおいて公表する。

18 仮契約・現地調査及び詳細協議

(1) 現地調査及び詳細協議

優先交渉者は各施設について現地調査を行った上で、再度見積書を提出すること。

また、提案内容及び現地調査の結果等を踏まえ、本町と事業内容について詳細協議を行い、契約内容についての調整に応じること。詳細協議が整わなかった場合には、審査結果において次順位の優秀提案者と協議を行うこととする。

(2) 仮契約

詳細協議が整い次第、優先交渉者となった事業者と仮契約を行うこととする。

19 本契約

(1) 契約の締結

湯河原町議会にて議決された後、契約内容について本町と協議が成立した場合は、地方自治法施工令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約により、当該賃貸借契約を締結する。

(2) 事業実施におけるリスク分担

本町と事業者の責任分担は、原則として、別表2「予想されるリスクと責任分担」によることとする。なお、本表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議のうえ対応するものとする。

20 その他

- (1) 業務提案書に要する費用等、今回の応募に係る一切の費用は参加者負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しないものとする。また、提出された書類については本業務以外の目的には使用しない。
- (3) 提出された企画提案書等は、湯河原町情報公開条例に基づく公開請求があった場合には、原則として公開の対象文書となる。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位、その他利益を害すると認められる次の情報は、公開の対象外とする。
 - ・個人情報
 - ・法人等又は事業を営む個人に不利益を与える情報
- (4) 本プロポーザルに係る本町からの参加報酬はないものとする。
- (5) 採用案の著作権は本町に帰属する。ただし、契約締結前にあっては提案者に帰属する。
- (6) 本プロポーザル実施についての説明会は行わないものとする。
- (7) 本プロポーザル審査は非公開とし、審査内容及び評価経過等に関する問い合わせには応じない。
- (8) 参加表明書を提出した後、何らかの理由において辞退する場合は、様式5「辞退届」を提出するものとする。この提出により、今後の業務において、不利益な扱いを受けることはない。

20 全体スケジュール

本事業は次の日程で行う。ただし、本町の事情により変更となる場合がある。

No.	項目	日程
1	公告	令和8年5月18日
2	提出書類①（事務局用）提出期限	令和8年5月26日
3	参加通知	令和8年5月29日
4	質問受付期間	令和8年6月13日
5	質問への回答目安	令和8年6月20日
6	提出書類②（プロポーザル評価委員用）提出期限	令和8年6月26日
7	プロポーザル審査会	令和8年7月中旬
8	優先交渉事業者の決定	令和8年7月中旬
9	詳細協議・現地調査	令和8年7月下旬

10	仮契約	令和8年8月上旬
11	議決・本契約	令和8年9月中
12	貸借物品設置	令和9年6月30日
13	貸借期間	7業務対象期間参照